**理事会招集手続省略に係る同意書（例）**

※役員選任決議を行う定時評議員会終了後、同日に招集手続を省略して理事長選出

のための理事会を開催する場合等において、あらかじめ同意を得ておく場合

　私は、令和○○年○○月○○日に開催される評議員会において役員に選任されたときは、社会福祉法第45条の14第９項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第２項の規定に基づき、招集手続を省略して下記事項について理事会を開催することに同意します。

記

１　開催日時 　令和○○年○○月○○日　午前(午後)○○時

２　開催場所 　社会福祉法人○○○会　法人本部会議室

３　目的事項 　*議題名記載*

令和○○年○○月○○日

社会福祉法人○○○会

理事長　○○　○○　様

氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（署名又は記名押印）

|  |
| --- |
| 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】  （招集手続）  第94条　理事会を招集する者は、理事会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。  ２　[前項](javascript:void(0);)の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。 |